

一念多念文意の研究

山上正尊

一、宗祖と隆寛（文意製作の理由）

宗祖親鸞聖人が元祖源空聖人、信友聖覺法印、隆寛律師等の製作を末代に流傳せしめ、且つ荐に稱揚せられたことは他に其類例を決して見なかつた事實である。宗祖の眞蹟が現存する事實に調しても又門弟に盛に推奨せられた隨次の消息の文面に依つても、誰人と雖も之を首肯せない者は無い筈である。

宗祖が教行信證を草成するに當り、教に昏く行に迷ひ信に惑ひ證を貶することを悲歎し、或は同朋に與へられた消息の中にも、故法然上人の教を能く心得た人々とか。上人の御弟子なれど淨土宗の義、當今皆變りて義を云ひ換へたとか、我はゆゝしき學生と誇つて法文を改めて、身も人も惑ひ合ふてゐる人々が京にも多いとかと、其迷惑を慷慨悲憐して門弟を誡め、聖覺隆寛の製作を推奨して、所詮之に極まるものなることを明言せられてゐるのは、自己の所信を披瀝せらるゝことが自然に勸誡の言葉となつたのである。而して本典成立後、是等の製作を再三書記して同朋に授與せられ

た事實、恐く終生を通じて之を宣傳せられた意味は、全く元祖一代の教化を本として其敎の儘を傳ふるのが本旨である。依つてその元祖の製作を證憑とせられることは云ふ迄も無いが、この元祖の敎の儘を傳へた同轍信友に依證を求むることも亦適切なことであらねばならぬ。是れ敎の儘を聞信するの證憑とせらるゝと同時に、敎の儘であるから元祖の敎と殆んど同格に見ると云ふ意底ならざるを得ぬ。即ち敎の儘であるから師匠と同格に見ると云ふことゝ、我聞信と同致であると云ふことを顯はさるゝことゝに歸する。同轍の證憑、それは餘りに言葉が適切でない。寧ろ同信の模様を等しく人に分ち推奨すると云ふ意味であらねばならぬ。故に宗祖の開顯淨土眞宗は殊更の立敎開宗ではなくて、元祖の敎示の儘を傳ふるに外はない。之を事新しいやうに考へたり見たりするのは、後人の推度で穩當ではないと思ふ。されば敎示の儘を傳ふることに依つて自然に淨土眞宗を開顯し給ふことになつたと云ふべきである。従つてそれが自然に異義惑亂をも制することになる。元より異義惑亂の爲の開顯では無かつた。云はゞ自然の制抑がなさるゝに至つたのである。其處に開顯の意義が最も力強く成立するのである。

然らば何故に『唯信鈔』や『分別事』そのものを鼓吹することに飽足らずに之に就て『文意』を製作せられたか。此不審は從來の宗學者に依つてなされた疑問である。吾等は決して飽足らないが爲に

『文意』を添へられたものとは考へない。從來の人々も此『兩文意』を全然その末註であるとは云はないけれども、多くは宗祖が同轍の章物で以て辯護して自義を成立するのであるとか、或は所掲の要文を抜擢して自説を鮮明にして其缺を補足せられたものだと考へた。そして何人も之に何等異義のないものとして等しく贊同の意を表してゐたのである。畢竟これが飽足らないが爲に『文意』を製作せられたと云ふことである。吾等は斯かる祖聖の眞實義を殺害した考には左胆することは出来ない。

今特に隆寛と宗祖、即ち『分別事』と『一念多念文意』に就て見るに、宗祖自身に缺を補足せなければならぬならば、如何して其儘を書寫し推奨せられやうか。妄に隆寛の撰號を置いた『捨子問答』や凝然の『淨土源流章』さては西鎮兩流其他の方面の章疏傳記に散見する卒爾の文面を見て、隆寛の教義の實意を捕捉する事が出來ず、其れで以て『分別事』の釋意が多念義で臨終業成の隆寛であるから、一念多念に偏せぬと云ふけれども臨終を平生に引き寄せた捌方で、無信の一念であるなど見解する結果、宗祖は信一念業成自餘は報謝の勧め方だから『分別事』の要文を跋萃せられるけれども釋意は隆寛に取らずに却て聖覺に同じでゐるなど解する向も少くはないやうに見受ける。斯かる考は隆寛を誣するの甚しいものであつて、而も親密な宗祖との關係を引き離さうとする錯誤に外な

らぬ。決して隆寛の實義とその末弟の異義とを混雜してはならぬ。乃至一念等と説くは一念往生、念々不捨等と云ふは多念往生、一念も多念も經釋の明文にて兩者諍ふべきではない。『分別事』の云ふ所がそれで、『唯信鈔』の終四義中第三第四の批判が其義である。宗祖も同一で何れも元祖相承の意であるから書寫授與せられるのである。一念を以て往生治定の時尅と定め、其時命が延ぶれば自然と多念に及ぶ道理『口傳鈔』下二二
右『御文』三の三と相承せられてあるも此意に外ならぬ。最も此一念と云ふは信の一念に往生治定して其後の一聲より佛恩報謝とするが淨土眞宗の定則である。けれども念佛は報謝とのみ思ふべきではない。臨終まで正定業である、正定業で而も報謝となるのである。隆寛に此信の一念往生を決する文もあり、一向專修に勤まれたのも事實であることは全く以上の意に外ならぬ。『自力他力事』や『後世物語聞書』等『閑亭後世物語』其他の中にも能く顯れてゐる隆寛の説を深く齟齬すべきで、累を宗祖の推獎にまで及ぼすべきではない。

『一念多念文意』は『分別事』で自義を辯護したものではない、卷末に

ゐなかのひとくの、文字のこゝろもしらず、あさましき愚癡きわまりなきゆへに、やすくころえさせむとて、おなじことを、とりかへしくかきつけたり。こゝろあらむひとは、おかしくおもふべし。あざけりをなすべし。しかれども、ひとのそしりをかへりみず、ひとすぢに、おろ

かなるひとくをこゝろえやすからむと、しるせるなり。

とある、『唯信鈔文意』の終にも殆んど同文が示されてある。是が自義辯護の裏書と見えやうか。吾等は左様には決して讀下することは出来ない。おなじことをとりかへし〜かきつけとは『文意』中に於ける反復懇切の意にも解せられるけれども『分別事』に能く諒解し易く説明されてあるのを、更に『文意』に詳細重複して記したとの意ではあるまいか。宗祖が末疏を作られたものとは見るべきでない、要文の拔萃詳解である。而して其餘の拔萃せぬ文は現文に就て知れとの意でなければならぬ。即ち『分別事』の一念多念に跨る一文と一念の五文と計六文の中で三文を拔萃し、別に十文を加へて計十三文を以て一念の證を詳説せられ『分別事』の多念の七文の中で五文を拔萃し四文を加へ計九文を以て多念の證を詳解せらる。以上是が自義辯護の試であり得やうか。吾等は隆寛、宗祖、門弟の間に宗祖に依て尙々暖い感を以て結ばれてあることを思ふ。されば『文意』を作られたのは宗祖が自身の意のある所を示したのではなくて隆寛の意のある所を重々に示したとの意味であると信ずる。『血脈文集』第二通に宗祖は『一念多念の文のこゝろ』と記された。是れ能く其意を顯されたもので『文意』ではない『文の意』である。文は隆寛の引けるもの、意は隆寛の意、之をしかく顯すのが宗祖であらねばならぬ。その顯すのは畢竟田舎の愚癡無智の輩に、元祖の正意即ち同轍信友の意を、能く諒解し易く之を共に分たうとせらるゝに外ならぬものと考るのである。『唯信鈔文意』に於ける聖覺

どの關係も全く之と同意義に見るべきである。

斯く隆寛の意のある所を顯すのは、結極元祖の正意を同朋に示すに外はないのであるが、特に斯

くせられるには他に何等か積極的の理由が無くてはならぬ。元祖康存建久の初建久二年三月十三日の東大寺十問答には既に「念

義、諸行本願義が問題に擧げられてゐるには其萌芽を認め、承元の頃『西方指南鈔』下本『漢語灯錄』第十『和語灯錄』第四『黒谷傳』第二十九『九卷傳』第六下等には多念義平其親對一念義幸西、多念義越中光明房對北

陸道の異計等顯れてゐるには議論藹々、事遂に天聽は達した程の大波瀾を惹起『古今著聞集』一の三九に但馬宮雅成親王の不審を掲ぐ、建曆入

滅の後も尙止まなかつた一念多念の諍論に對して、其偏執を批判せられたのが『分別事』である。大

儼徳海は元久元年三月十四日『選擇集』を小松殿にて付屬せられた後の作と推定してゐる。其他の先

哲も承元年中の大諍論後の作と見る者が多い。然るに宗祖弘教の時世に當つて尙も此確執は止まな

い『消息集』第六通などから察するも確に關東門侶の間にまで此諍を見たのである『同』第一、第三通

の如きも慥に之に關する事件があつたことを想像される。宗祖は『教行信證』に『信卷』天信海釋『和讚』の十四非の如き

に『卷頭和讚』の如き、但し『淨土和讚』は一説寛元元年草成、建長六年十二月成と云ふ既に製作せられたものがあつて、其著述中往々偏執すべきでないことを示されてあるけれども、間接で其ことにのみ重きを置いたのではない、今直接に隆寛の作

を書寫し之に『文意』を添へられた事は、傍に元祖門流の異執を慨し、正しく門徒の疑惑に就て勸誡

せらるゝ必要があつたからだと察する。然し他に多くありがちな異端破斥の書とは全然趣を異にす

る。攻撃破邪を主としたり誠愼擯罰を旨とするものではない。其處が偏執批判の書を用ひても之に依つて自己の文を添へても、その批判そのものが目的でなくて元祖の正意を誤なく我も人も同心に仰信することを至要とせらるゝからであつたと信ずる。先に教の儘を顯すことが自然に異義惑亂をも制することになると云つたのは其である。決して消極的ではない、眞の積極的態度である。是が『文意』を作された宗祖の眞精神である。

二、製作年時の推定 (草稿本と一清書本)

現流の隆寛の作『一念多念分別事』一卷はその奥書に「建長七歲乙卯四月廿三日愚禿善信八十書寫之」三歲とある、此外に之と別様の奥書のある本を見聞せない。思ふに推獎せらるゝ聖覺隆寛の製作中では最も後に宗祖の手に直接入つたものではなかつたらうか、若し左様でないにしても書寫せられたことは確に遅かつた様に思ふ。

而して之に依つて作られた宗祖の『一念多念文意』一卷の製作は、此分別事書寫以後であることは云ふ迄もないが、大儼徳海は『分別事窺仰録』造意の下に『一本の證文』は此書寫の年に別作せられたものと云つてゐる。此想像説は何等理由を示さなかつたのであるが、私に強て云つてみるならば『分別事』推獎の事實と後の製作とに鑑みて臆測したに過ぎなかつたものと思ふ。然し予は此想像が決

して不當ではないと考へる。と云ふのは建長八年五月以前即ちかの『分別事』書寫後約一箇年内に製作せられたであらうと云ふことを確め得たからである。それは斯うである。高田專修寺所藏の嘉元三年七月二十七日に顯智が寫傳した『五月二十九日慈信房宛の宗祖の消息』に「六月二十七日到來建長八年六月二十七日註之」と附記せられてあることに依り、此消息が宗祖の八十四歳の時であつたことが分明となり、同時に『血脈文集』の第二通に輯録せられてゐる『五月二十九日性信房宛の宗祖の消息』が其内容から考察するに、明瞭に此建長八年のものであることが知れた。是れ同日に宗祖は慈信房の異計骨張を憂慮して此兩師へ各書信せられたものであることが確となつた。さればこの『性信房宛の消息』に

おほかたは唯信鈔、自力他力の文、後世物語の聞書、一念多念の證文、唯信鈔の文意、一念多念の文のこゝろ、これを御覽じながら、慈信が法文によりて、おほくの念佛者達の、彌陀の本願をすてまいらせあふてさふらふらんこと

と示されてあるより見れば、當時既に關東の門葉へ『唯信鈔文意』と同く『此書』が製作して與へられてあつたことが知れるのである。而して『慈信房宛の消息』の附記に依ると、宗祖の手許から關東の同朋の許へ約一箇月近くかゝつて届いてゐる。今かの消息の模様から察すれば、宗祖としては其時よりも、少くとも二箇月も以前に既に製作されてあつたと見て差支ないと思ふ。

而して『唯信鈔』は五十八歳寛喜二年五月廿五日以後再三寫記せられ『自力他力事』は七十四歳寛元四年三月十五日の寫記『後世物語聞書』は八十歳建長四年頃に既に寫記せられてゐる。依て此等の三部は『建長四年二月二十四日宛名不詳の消息』にも見え『二月三日宛名不詳の消息』『十一月九日慈信房宛消息』『正月九日眞淨房宛消息』等にも推獎せられてあるが、其の他の三部はかの『性信房宛消息』に見えるばかりである。但し『唯信鈔文意』は『先啓目録』に建長二年十月十六日宗祖七十八歳の撰で奥の本誓寺に眞蹟があると云つてゐる傳宗祖筆一卷陸中岩手郡三ツ割村本誓寺に現存す 兎も角これは『唯信鈔』の寫記も早いだけにその製作も相應に早いと見るべきであるが但し『消息』に多々示されていないのは自著の關係であるからであらうと思ふ『一念多念の證文』即ち『分別事』と『一念多念の文のこゝろ』とは明かにかの『消息』を介して其書寫並に製作の時期を確定すべきであつて、建長七年四月廿三日分別事書寫後間もなく『同文意』を草稿せられたものと考へ、年内若くば其翌年三四月頃までに『一本』を清書して關東に送られたものと推察することは寧ろ妥當だと思ふ。而して現に大谷派本願寺や高田派專修寺に建長八年以後の書寫にかゝる『一念多念文意』や『唯信鈔文意』の眞蹟が藏せられてゐることを思へば、尙その後に於て宗祖は荐に清寫して同朋に授けられたことを確信するのである。

三、眞蹟本 (康元本と正嘉本)

大谷派本願寺所藏の『一念多念文意一卷』五十二紙表紙二紙計五十四紙巾
六寸一分高八寸五分五厘は内題を置かず、表紙に「一念

多念文意」と外題し、左下に願主の名を記せど磨滅して明かならず、恐くば「釋教信」ならんか。巻尾に「康元二歳丁巳二月十七日愚禿親鸞八十五歳書之」とある。草稿本でないことは一見明瞭である、予は之を康元本若くば二月本と名ける。

次に高田派専修寺に『顯智の書寫本』一卷と云ふものがあり「一念多念文意」と外題し、巻尾に「正

嘉元年丁巳八月六日書寫之愚禿親鸞八十五歳」とある。『先啓目録』眞全本
三頁に「眞筆有『専修寺』と云

へど想像たるべく、恐く此本を眞筆と云つたものであらう。而して八月六日撰等と記したのは『慧

空目録』眞全本
初頁に記とあり『教典志』一眞全本
三四頁に著とあると同意であらう。書寫之と云はねばならぬの

に正確に記載せなかつたのは諸先哲何れも漫然之を案じたまで、もあつたらうか。兎に角此本の宗祖の眞蹟の現存有無は不明であるが、予は之を正嘉本若くば八月本と名ける。康元は二年三月十四日に正嘉と改元したのであるから、此二月本と八月本との間に改元せられてゐることは明瞭である

顯智書寫の康元本は後に同本山から開印せられた此本内題
を置く當初より筆寫したり刊行したりして、諸

方に流行してゐる『一念多念文意』若くば『一念多念證文』と題する本は、何れも正嘉の奥書が附いて

あるし、内容から調べて見ても此顯智書寫の本に依つたものと思はれる。大谷派の眞蹟康元本は大正十一年七月十日同本山の寶庫が開かれ、侍董寮に依つて發見せらるゝまでは世に少しも出なかつ

たもので、古より此本があると傳へられたことも聞かず、實に宗學界の慶事であつた。斯かる有様だから勿論之に就ての校訂對照などのことも今迄全然行はれてゐる筈はない。今かの正嘉本と對校するに、左訓等に於てはやゝ多きを認めるが、これは後に略されたもので、云ふ迄もなく廣本略本と云ひ得べき相異でなくて同本である。而して奥に「書之」とありかの正嘉本には「書寫之」とあるなどは、何等か意味のある様にも思はしめるけれど別様なく、單に清書再清書と云ふ程の別であつたらうかと思ふのである。

尙『遺徳法輪集』二二三に依るに下野國結城稱名寺に眞蹟を藏すること見え、『法要典據』二の初にも其事を示してゐる。近江國堅田泉福寺並に加賀二俣本泉寺に斷簡を藏し、明治九年と同二十三年には大谷派の鑑定狀を授與してあることを知れども、現品鑑査の上でなければ言明することは出來ない。

四、僞 作 本

世に體裁及び内容を能く似せた『一念多念文意』一卷と云ふものが別にある。恐く宗祖滅後に作つたものであらう。外題及び内題を置き、撰號も奥書もないが、御眞本と同様に恒願一切臨終時の文から解釋してゐる。然るに御眞本が諸文を引用すると異り、別箇の十二文を引き合せ『分別事』の

コノ書ユ、シキ贗物ナリ、大抵吾高祖ノ製作規模宏淵ニシテ、本邦諸師ノ中ソノ匹アルコトナシ
唯信文意銘文證文等經釋ノ要文ヲ訓釋シタマヘルモ、任放不羈ノ辨才縱橫無礙ニシテ、ソノ端倪
ヲハカリカダシ。コレ祖教熟練ノ士共ニシルトコロ也。然ニ此ノ書ヲ開スルニ、區々タル註脚世
ノ逐ニ章句一者ノ比ヒナルトコロ多シ。ソノ文義前後貫セス。キレ／＼ナルトコロ多シ。亦大義ヲ
謬タルトコロモ見ヘタリ。

と云ひ、その尤きもの前後八箇所の文を引出して贗物の旨を勘へられてある。されば『教典志』も偽
妄濫真部真全本一の三九頁に掲げて「偽稱ニ宗祖作ニ評家云云」と云ひ『法要典據』二初『假名聖教關典錄』一右二一
等にも御真撰とは文義不同であることを述べて『管窺』の評を信賴してゐるのである。されば履善も僧
撰玄智等の説を略言して『法要義概』に

按スルニ法要ニ載セ給ヘル一念多念證文ヲ、一名ニ一念多念文意ト云フモ、先啓目錄左雪山法彙
左券四ニ出セル一念多念文意コレナリ。ソノ文意ハ正ナリ、今ノ文意ハ不正ナリ。名題ノ同ヲ以
テ眞贗ヲ混ズルコトナカレ。爾ルニ先啓目錄右ノゴトク正本ヲ舉ルコトハ舉タレドモ、其下ニ註
シテ有「異本」俱ニ眞撰ナリト云ヘルハ、先啓ハ今ノ文意ヲモ眞撰トセルトミユ、擇眼ナシト謂ッ
ベシ。

とある。云ふ如く之を眞撰に擧ぐるは不達の致すところにて止むを得ぬ。只吾等は苦辛傳寫の勞を

多とするのみである。

五、諸 寫 刊 本 (正嘉の文意と證文本)

慧空の蒐輯校合の寫本と先啓の蒐集自筆本の『一念多念文意』一卷前言之偽撰本に非ずは高田の『顯智本』と同奥にて「一念多念文意」と外題す、但し『慧空本』は更に内題を加へ、表紙見返しに「三本校畢」とあるこれは慧空の自筆にて、本文には句讀が朱記してある。此三本中一本は西念寺本なる旨を知るを得れど其他は不明。『先啓本』には同墨にて句讀四聲清濁が附けてある。

次に刊行年時不明の『六行坊間本』も『先啓本』の如く但句讀四聲等なく、内題もなし外題を置き、奥も大途同であるが只「愚禿親鸞八十五歳」の次に更に「書之」の二字が附加されてある。これでは高諱の前に「書寫之」とありて更に此「書之」の語があるのだから重複する。『康元本』の「書之」即ち高諱の次にある二字がまぎれたのであらうかとも思ふが、其混雜の理由を明確に想像することが出来ぬ。

外題のことは分明でない。但し刊行當時は「一念多念文意」と題した筈、此札の本もある。現在では「一念多念證文」と粘附の札のあるものを見受るが、寛文四年維東七條寺内から出せる『五行坊間本』と『六行坊間本』と同奥である。内容も極僅に異なる處があるが先づ同であると云つてよい。『眞宗刊行年表』には「一念多念文意一卷」としてあるのは此本と想像する。高田本山から刊行した『顯智

本に依つたと云ふ本』は此『五行本』に内容を同くする。恐く是等に依て更に補訂せられたのではな
いかと思ふ。中には多々「ヲ」を「オ」、「ン」を「ム」として『康元本』に類する點もあるのは御眞本の面
影を残してゐることを認めるけれども、宗祖の假名遣と異なる點も多い。

以上は「一念多念文意」と題する諸本である。然るに『常樂寺顯惠所持本』龍谷大學藏室町時代末期の寫本並に長村半
兵衛の印奥記のある『八行坊間本』は内外題共に「一念多念證文」とある。而して前記の正嘉の奥が附
せられてゐる。本文も多少の寫誤出沒はあるけれども前上の諸本の別本では全然ない。

次に『眞宗法要編入本』は勿論外題は無いが次上の二本に依つたものであらう、内題も奥書も同で

ある。予所持『坊本蒐集の眞宗法要』には外題に「一念多念證文」がある。本文は前上の『五行本』である。

また假名聖教編入本も外題は無い、大谷大學藏『坊本蒐集の二部』は何れも「一念多念證文」これは元來坊間本を
さあれと後に附した札であること明瞭である。

底本として校訂を加へたのであるが『六行五行の坊間本』とは異て『八行本』の如き内題と奥記である
而して内題に「又一本外題ニ一念多念文意ト云」と校異がしてある。是れ『高田の刊本』或は『六行五
行の坊間本』を「又一本」としたものと考へられる。

而して一雄の『典籍集』眞全本二頁知空の『録外聖教目錄』眞全本二頁『高宮聖教目錄』眞全本二頁『月笠聖教目錄』

眞全本三頁『教典志』眞全本一三四頁或は慧琳の『學部必用録後編』眞全本一五頁隨惠の『刊定録』眞全本二頁等も何れも「一念

多念證文一卷」として掲げてゐるのは『顯惠本』以來の此系に屬する題號に依つて記したものと思は

れる。因みに秀諦の『高田衆教目錄』眞全本に「聖人御撰述一念多念證文意一卷」等と記す。誤植か、然らずば理としては恰當な具題であるけれども他に事實の證憑なく且つ「顯智の本」に「證」の字が無い以上恐くそれを見ずに記者の推定を掲げたものでは無からうか。

茲に於て一問題とすべきは、既に別奥記の『康元本』と『正嘉本』とが同題同本たるに關らず、其中の同一奥記の『正嘉本』の系統に於て別題を生じてゐると云ふことである。即ち「一念多念證文」と云ふ題は不審である。『先啓目錄』に「或題曰證文一誤」と評してゐるのは從來流行の大途が文意とあるを妥當とし、根據不確の異題を許さぬ考である。

六、大谷派先輩の考察

慧空蒐輯の聖教中には『一念多念文意の眞偽の兩本』各一卷はあれど未だ『證文』と題する本』はないされど從來斯かる別題の本があるやうに云はれてゐるからでもあらう。『歡喜鈔』尾の『假名聖教目錄』近世別行眞及び『叢林集』十之五二十等には同様に『一念多念文意』と『一念多念證文』とを並出して『文意』の下に次前の『唯信鈔文意』に例して「同聖人の意同年正嘉元年の意之記」とし記のことは先に一言す、奥記に書云ふ意で『證文』の下には何事も記さず、次後に「已上五部御自述也」と示されたのである。

されば慧琳の『眞宗書目』眞全本にも大途之を繼承して「一念多念文意本末正嘉元歲丁巳八月六日

八十五歳」とし、次に「唯信文意」二卷と其日附と高齢を記し、次に「一念多念證文已上五部祖師ノ御自述アリ」と示された。此意味を案するに兩師は「證文と云ふ本」を別視したのである。實際現品に接せず内容の如何も元より知る由もなく、題目だけで眞撰なることを推測せられたやうである。故に卷數若くば其他の摘要を示されなかつたことで、其意向の大意が知れ得るのである。是れ全く斯かる題號の本が別存するかの如くに云はれてゐた爲に、之を顯はされたのであらう。最も慧空の時代には「證文と題する本」の流行は是なかつたことであらう。然し慧琳の時代に至つては漸く此種の本が流行するに至つたものと思ふ。而して明和二年に「眞宗法要」の編纂成り「證文」と題して世に出づるに及び、同四年九月慧琳は「坊本」により之を對校して「眞宗假名聖教」を編するに當り「證文」と「文意」の正しく異題同本なる旨を確め得て、理として「證文」と題せられんでもない事を決するに至つたのである。即ち同師編纂の「一坊本」の卷首に記して云く

一念多念證文亦曰ニ文意ト坊刻鏤本題曰ニ一念多念文意ト此文中釋ニ隆寛ニ一念多念分別事援據文意ニ例同ニ唯信鈔文意ニ以故名ニ之文意ニ眞宗先修槩用ニ此題ニ然而舊傳ニ一念多念證文ニ與下古鏤稱ニ文意ニ者上同一般由レ之觀之ニ一書兩題斷可レ識矣此文中多援ニ一念多念誠證ニ名ニ之證文ニ亦不レ誣耳

と云ふ 此文は後に別出し「和語聖教目錄」の一項に是れ「證文の本」に依り内容の無別なるを論じたのである。

と云ふ 此文は後に別出し「和語聖教目錄」の一項に是れ「證文の本」に依り内容の無別なるを論じたのである。

故に「學部必用錄後編」にも「一念多念證文一卷」の題を掲げらるゝに至つたのである。されば慧空以

來殊に琳公に就ても『眞宗書目』執筆當時は、直接に知り難かつた『證文の本』が爾後知り得るに至つた順序を能く察することが出来る。

先啓もまた寛保元年二十一歳の時の初稿

寶曆二年三十
三歳の時刊行

の『目錄には』眞全本
二頁「一念多念證文一卷」の

下に正嘉を奥を附し更に「一念多念文意一卷」を並べた。然るに明和六年五十歳の時の再刊の目錄は全く琳公の説を據としてか訂正し更に證文と題するは誤であるとまで云ふに至つたのである。詳しくは次下の如し。

以上に依りて『文意』と『證文』が慢然と異題異本の如く想像せられてゐたものが異題同本と云ふことが知れた。然し『法要』が何故に異題を掲げたのか憑據の審査は未決である。『法要』は恐らく『顯惠本』若くは『八行坊問本』に依つたのであらうと見れば、尙其等の本が如何なる理由で異題であるかを考へねばならぬ。ところが其を求むるには極めて由縁が薄いやうである。かの先啓が誤であると評したのが縦令極言であるにせよ、之を辨疏するの理由に乏しかつたのは遺憾ではあるが、然し尙能く考てみねはならぬ言と思ふ。

七、本願寺派先輩の考察

之より先、僧鎔は寛延二年『法要』編纂開始の寶曆十年より十一年前『眞宗法彙』の編纂をなすに當り、宗軌

第一卷之七 眞全本 三頁 に「一念多念文意」を收め、次で寶曆三年夏「法彙左券」を著し「法彙」の梗概を記す

るに當り、正嘉の奥と高齡と内容に就て『分別事』の引文の解釋なる旨を示し、次に

シカルニ御消息ノ中ヲ考ルニ、コノホカニ一念多念證トイフモノアリト見ユ。隨テ西福寺ノ目錄
ニモ一念多念證文同年ノ記トアリ。今刊行ノ證文ハマタク文意ト別ナシ、タ、題號ノカハリタル
マテナリ。サタメテ別部アルベシ、コ、ニ記シテ後來ノ同志ニ告ク

と批評 眞全本 八頁 してある。今刊行とは『八行坊間本』等を云ふのであらう。先に云へる慧琳の鼈頭の文

の如く、當時「證文」と題する坊間本が漸く流行したこと、内容調査の決果異題同本なることなどを確め得た意見は全く同致である。而して慧空が「文意」の外に「證文」を別出した理由を考察せられてある。この「御消息」と云ふのは『血脈文集』第二通を云ふのであらう。即ち宗祖は自ら消息中に「一念多念の證文と仰せられてゐるから、恐く文意の外に別部即ち内容まで相異なる異題異本があるのであらうと想像したのである。最も「西福寺ノ目錄ニモ一念多念證文。同年ノ記トアリ」と云ふは僧鎔の見誤りか誤植であらう。前陳の如く同年の記となるのは「一念多念文意」の下に記された語で、『唯信鈔文意』に對する意であつた。然るに此文で見ると「一念多念文意」に對する「一念多念證文」が同年の記と云ふやうなこゝなるので、結果から云へば實際はそれでよいが「慧空目錄」を見たとき云ふことに就ては不當となるやうである。されば此考は『流行坊間本の證文』を披見して、異題同本の

旨を知ると同時に、更に『消息の文』を考へ慧空に共鳴して異題異本を推測するのである。云はゞ『消息の文』を引合せただげ其推測が確になつた理だ。これは單に想像に止つて未だ解決を與ふるまでには至らなかつたのである。

然るに『法要典據』二初の『一念多念證文』を批評する處に

(原)此書ハ 中畧坊本ニ別ニ一念多念文意ト題セルアリ、題號ノ異ノミニシテ全ク此書ニ同シ。慧空ノ叢林集十之五^{二十}_五ニ載タル目錄ニハ證文ト文意ト別ニ出セトモ別本ニハ非ルベシ(拾)僧鎔法

彙左券ノ說コレニ同ジ。別ニ北越所出ノ一念多念文意ト云モノアリ。コレハ文相モ異アリテ而モ贗物ナリ。藏外管窺ニ評スルカ如シ。慧空ノ別出セルハコレナルニヤ。

と云つて結城の稱名寺に宗祖の眞蹟のあること、先啓の『増補目錄』の全文等を掲げてある。「原」とは仰誓の天明四年^{明和四年}_{後十七年}の撰集を示し「拾」とは履善の文化八年^{天明四年}_{後二十七年}の拾遺を顯すのである。今

仰誓が『坊間本の文意』と『法要編入の證文』とは異題同本であると云ふ事實を知り、是を以て『慧空の目錄』に『證文』を別出したことの未到を確定するに到つたことは慧琳の考と同である。而して履善は之に『左券』の說を忽に引合せた、けれども此引合は少しく考てみねばならぬことがあるやうだ全體僧鎔と仰誓とは慧空の目錄に對する見方に相違がある。仰誓は現品に就て『文意』と『證文』とは異題同本だと云つてゐるのであるが、僧鎔は之を云ふと同時に更に『宗祖の消息』を考へて、他に『一

念多念證』と云ふ異題異本を想察してゐることを思はねばならぬ。敢て其想察が『僞撰の本』を云つてゐるのではない筈だ。故に此兩者の考を一概に云ふのは甚だ疎雑である。斯くて履善は『管窺』に評するかの『僞本』即ち先に云ふ同題別本『法要義概』にも明かに區別せるものを以て、慧空の別出たる『證文』に擬さうとするやうだ。されど『僞本』は「一念多念文意」と題するものにて、慧空の別出し僧谿の想像したのも共に宗祖の眞撰に就てゝあるのみならず、「一念多念證文」若くば「一念多念證」と題するものを意味するのであるから、彼此一混は出来ない。故に履善の推察は不當であらねばならぬ。されば斯の如く仰誓の考に『左券』を例證し、更に『管窺』の評を列擧するには尙幾多の説明を附せなければ却て混雜の基をなすの嫌がある。

以上種々考察せられたものを見ただれども、要するに宗祖の眞撰として「一念多念證文」なるものは異題同本か異題異本か即ち「一念多念文意」の外に「一念多念證文」の題號が事實あつたのか。換言すれば『法要本』は何故に斯かる題を用ふるに至つたのかと云ふ疑問と、更に題號ばかりでなく斯かる『別本』があつたのかと云ふ疑問を残したに外ならぬのである。

八、消息文の推考

以上の疑問を根本的に解決するには、是非にかの『血脈文集』第二通の消息の文に宗祖が自ら其書

目を示されたことを考覈せねばなるまいと思ふ。

全體『左券』が『御消息』を見て「一念多念證」と云ふものがあると云つてゐるが、それを宗祖の作としてゐるやうである。けれどもそれは單に巡察に止つて何等解決はせられてゐない。兎に角斯かる見方が其推敲の出發點となつてゐるやうだから、慧空の『證文』を別出したことに關係せしめて、別部があるやうに想像するに至つたのではなからうか。當初慧空が別出したのは『左券』が見たやうに『消息の文』を見たから別記したのであるのか。更に慧空以前に既に斯かる別部があつたやうに考へられてゐたからか。尙も別部はなくとも此『消息の文』に依りて眞撰の『文意』を殊更に『證文』と改題したものがあつたのか。種々想像も出来るが何れにしても『消息の文』を如斯く依據として云ひなすに至つたものでありとすれば誤である。若又『文意』其ものゝ内容から、かの慧琳が鼈頭の文の最後に云つたやうに考へて案じたと云ふならば、理として許すべきも事として宗祖自ら題を示し置かれたに關す改題したのであるから、是亦潜越の至りと云はねばならぬであらう。

畢竟『消息の文』の解釋如何によりて此相異を生ずるに至つたものではなからうか。先啓は『眞宗龜鑑輯釋』初引用諸書の中に寶曆十二年四十三歳作「一念多念分別事」を出して之を註するに

隆寛作或稱曰證文ハ血脈文集云オホカタハ唯信鈔自力信力ノ文後世物語ノ聞書一念多念ノ證文唯

信鈔ノ文意一念多念の文意

私註云現消息文には一念多念ノ文ノココロとあり

と掲ぐ。是れ『消息の文』を見解するに『一念多念の證文』を隆寛の作「一念多念分別事」とする意であるから、其註に「或曰證文」と云ひ、彼の『一念多念ノ文ノコ、ロ』を宗祖』の「一念多念文意」（從來と流行と）とするのである。此見解は適當と思ふ。されば彼の『僧補再刊の目録』（眞全本三頁）高祖自撰の下の「一念多念證文」を省いて、高祖書撰の『分別事』の下に

長樂寺隆寛律師撰或題曰「一念多念證文」（見血脈文集）建長七年五月大谷書寫

と改めた。全く先の慧空並に琳公の初の考と同じ考であつたものが琳公の再考（明和四年の髓頭）以來「消息の文」を證として改め得るに至つたものと思ふ。而して尙正嘉本の文意を評するに「或題證文誤」と云ふ、これ專修寺にありと云ふ所謂「眞筆本」を、よし直接見ないとしても、これは「顯智筆寫の正嘉の文意」であるからそれを依據として云ふのである。同時に此見解が今の「消息の文」を見ることに於ても顯はれてゐると云はねばならぬ。要言せば宗祖の作は「文意」で、それを「證文」と云ふのは不當である。而して「證文」の作者は宗祖でないから、宗祖にその題を用ふるは不適當であると云ふことになるのである。

思ふに『血脈文集』第二通には六部の書が並舉してあるが、前四部は同轍の書で後二部が宗祖の書でなければならぬ。先啓の如くに斯く見るのが極めて穩當であると思ふ。然るに假に「一念多念の證文」は『分別事』でなくて、所謂る六部中の後三部を宗祖の作と見得らるゝや如何。若然らば第一に

似寄の別題の書を列擧せられたことになり、而も『唯信鈔の文意』を挿んで『一念多念の證文』と『一念多念の文のこゝろ』とを數へられたのは何故かと云ふ不審が起る。よし『唯信鈔』を挿んだにしても宗祖が全體同一の内容の書を重複して掲げられる必要は認められぬ。此二書は内容が別であつたものと思はれる。慧空が『證文』を別出し僧鎔が『一念多念證』を宗祖の別作と考へたのは此點であらう。その『證文』を履善の如く『偽作の一念多念文意』と想像することは出来ぬ。即ち『證文』と明言せられてゐるものに、よし内容は如何でも『文意』と云ふものを當箴めたり、或は『文のこゝろ』とあるものに『證文』を當箴めたりすることは不當である。更に宗祖自ら示された書目に對し偽書で推測するのは穩當でない。而して宗祖に『一念多念の證文』と云ふ著及び題號が見當らない。是れ要するに斯かる書が宗祖の作であるとするのが適當ではないと云ふ反證であらうと思ふ。

第二に列擧六部の書を案するに『唯信鈔』は宗祖五十八歳後再三『自力他力の文』は七十四歳『後世物語聞書』は八十歳以後現行本は八十二歳『分別事』は八十三歳の書寫にて『唯信鈔文意』は七十八歳專修寺所藏の眞蹟は八十五歳

『一念多念文意』は八十三歳以後である。されば書寫と製作年代とを考ふるに、その順を遂ふた配列であることが知れる。從來流行の『一念多念文意』は正嘉元年八月六日の本に依り、『唯信鈔文意』は同年八月十九日の本に依るのみであつたから、多くの先哲は『唯信文意』を『多文意』の後に掲出して、其製撰の時節を教へた

のであるが、今日では兩者の眞蹟に依りこの若今『證文』を『分別事』でないとするれば、此書寫若くは製作の次第が亂するのみならず、内容も知れない『一念多念の證文』なるものが宗祖の作中にあることとなり、

以上の明細な書寫年時順、製作年時順の配列の祖意を無視することになるのである。

第三に隆寛の『分別事』を『一念多念の證文』と宗祖が呼稱せられたと見るは妥當である。『一念多念文意』假名聖教本十四右に「コノ文トモハコレ一念ノ證文ナリオモフホトハアラハシマウサス」とあり『同』六左

に「コレハ多念ノ證文ナリオモフヤフニハマウシアラハサネトモ」と記されたのは、自稱の證文を指されたのではあらうけれども、元は『分別事』の證文を指す意と見ねば疎い。全體一念多念の證文を考へて決擇したのは何人が始めたのか、證文の本源は誰か。一念多念を分別せらるゝことは一念多念の證文を掲げて分別せられたので、それは隆寛であつたのだ。宗祖は此意味を能く云ひ顯す爲め、且つ其功を讚する爲め建長七年四月二十三日に八十三歳にて『一念多念分別事』と確に題を記し書寫を了し給ふたのであつたことは勿論なれども、之を一念多念の證文と呼ばれたものと察することも敢て不穩當とは思はれない。慧琳が「亦不誣」と云つたやうに、宗祖が分別事誠證の文を採取して解釋せられたのであるから『文意』其ものにしても『證文』と云へないでない。然しそは根本隆寛の『分別事』に掲げられてあつたからのことであるから、徒らに證文の典據を宗祖に捻ぢつけるにも當らぬ。琳公の鼈頭の文にもある如く『唯信鈔文意』の題に例せば『文意』と自著に命せられるが至當である。而して自身にも『證文』とは隆寛に譲らるべき筈である。斯く考へてこそ隆寛と宗祖との友誼關係も愈よ濫かいたものがあつたことを層々表明せられる理と思ふ。

されば『一念多念の文のこゝろ』とは『康元正嘉の兩本』以前の『同本』を指されたもの。『一念多念の證文』とは『分別事』であらねばならぬ。よし宗祖が後に建長八年五月二十九日『性信房宛の消息』以後於ても『正嘉の八月本』に「一念多念證文」と題されたことがあつたとするも何等宗祖に就て確證がない。ないが然し宗祖若くば其以後に於て斯く稱呼するに至つたものと考へるならば、前上の理由により單に『分別事』の證文を採取したのだから『分別事』の題意を流用したに過ぎぬので、本題は別にあるべき筈である。全體奥記の相異せぬ『正嘉本』に二個の題名がある筈はない。最も廣略略尊號眞像銘文の題とも考へられぬされば歴史的に考へても目下證文の題は『顯惠本』などを以て最古と見得べきで、其以上往昔にさかのぼつて憑據を求められぬ。

要するに此『顯惠本』等に顯れた題名は、恐く宗祖の『文意』に「一念の證文」「多念の證文」とあるより強て後に案出したものか、或は『消息の文』の所謂「一念多念の證文」の内容或は掲出列擧される位置等をも考へずに、直ちに「一念多念の文のこゝろ」に對する同じ宗祖の作と誤つて云ひ出したものかである。斯かる題を案じた諸本は何れも内題まで置くなごは、即ち後人の妄に手を加へたる跡を止むるに外ならぬではなからうか。されば「一念多念證文」なる題號は將來確證の發現せない限り預り置くべきものである。

(九内容の研究。十僞本の内容等は他日を期することとする)